

# いじめ防止基本方針

〈改訂版〉

令和5年6月

加西市立善防中学校

# 加西市立善防中学校いじめ防止基本方針

加西市立善防中学校

## 1 学校の方針

本校は、「有知・優情・勇健」を校訓として、「日常の五心(素直な心、感謝の心、反省の心、奉仕の心、謙譲の心)を大切にする生徒」「知・徳・体の調和がとれ、志の実現に向け、主体的に粘り強くやり抜く生徒」「故郷を愛し、感じる心や思いやりの心を持ち、互いに支え合い協力しながら未来を切り拓こうとする生徒」の3つの生徒像を念頭におき、「心身ともに健やかで、主体的に学ぶ、人間性豊かな生徒の育成」を学校教育目標として、生徒の育成に取り組んでいる。すべての生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、生徒相互が自他の個性・人権を尊重し、よりよい人間関係を主体的に形成しようとする、豊かな集団生活が営まれる学級・学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止といじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は、緑豊かな素晴らしい景観に恵まれて、生徒たちは真面目かつ素直で、落ち着いた学校生活を送っている。また、学級数が少なく学年を越えて教科指導を担当する教員がほとんどで、所属学年以外でも生徒を把握しており、すばやい生徒指導の対応ができています。

生徒の現状は、自ら判断し行動できる者が多い。さらに人間性の向上を目指し、生きる力を伸ばすために生徒による自治活動を意図的に実践している。しかし一方で、社会性が十分身につけていないため、人間関係において悩みを抱える生徒も増えており、より一層、個々の生徒理解に基づく生徒指導の充実がこれからの課題となる。

いじめについては、教職員が生徒たち一人一人の学校生活や家庭生活の状況を敏感に察知し、生徒の小さな変化にも対応するとともに、情報交換を密にし、未然防止に努めている。そして、その取組を再点検し、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、「いじめをしない、させない、許さない」学校づくりをさらに推進するため、以下の指導体制を再構築し取り組む。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにより構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内指導体制及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 校内指導体制及び関係機関・組織的対応

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリスト、生活アンケート及びネット上のいじめへの対応を別に定める。

#### 別紙2 チェックリスト

#### 別紙3 生活アンケート

#### 別紙5 ネット上のいじめへの対応

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に関する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめの未然防止のための取組、いじめの早期発見の取組、いじ

めへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

#### 別紙4 年間指導計画

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応、ネット上のいじめへの対応を別に定める。

また、重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、いじめが生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

#### 別紙1 校内指導体制及び関係機関・組織的対応

#### 別紙5 ネット上のいじめへの対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により校長が判断する。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに加西市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、加西市教育委員会が設置する「加西市子どもいじめ問題対策審議会」や市長が設置する「加西市いじめ問題調査委員会」に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 5 その他の事項

本校は、保護者や地域から信頼される学校をめざし、開かれた学校となるように、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、保護者や地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、教育相談（三者面談）、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会を中心に点検・評価し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。